

この度、緊急事態宣言が発令され、本院が所在する千葉県も対象地域とされました。国立病院機構の病院にあつては、緊急事態下にあつても各病院の機能や体制に応じて診療を継続して提供することを基本としております。

本院においても、診療を継続し、診療体制については、通常診療をおこなっておりますが、本院は感染症指定医療機関ではないため、新型コロナウイルス感染症の診療をおこなっていません。

また、帰国者・接触者外来もおこなっていませんので、PCR 検査（保険適用）も実施していません。新型コロナウイルス感染症を心配される方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

本院の外来再診の予約がある方で、保健所から自宅での健康観察を要請されている場合は、来院しないで、まずは電話で御相談ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚生労働省より電話による外来診療と処方箋の発行を認める通知が出されました。患者さまの安全と感染拡大防止のため、本院におきましても、慢性疾患を有する定期受診患者さまが継続的な投薬を必要とする場合に限り、電話診療による処方箋の発行をおこないます。なお、今回の措置は、臨時的措置に基づくものであり、臨時的措置が終了するまでの間となります。詳しくは、「新型コロナウイルス感染症に伴う電話診療及び処方箋発行のお知らせ」をご覧ください。

来院時、患者さまの症状に応じて、通常とは異なる場所で待っていただく場合があります。待ち時間が長くなってしまうことがありますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

今後も、新型コロナウイルス感染症への対応や人員体制の都合などにより、診療体制を変更する場合がありますのでご理解ください。

なお、本院では、感染症対策として、日頃から手指衛生の徹底や個人防護具の適切な着脱など感染対策に取り組んでいるとともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて（全）職員を対象に健康状況の確認を行い、風邪症状等に応じて勤務から外すなどの対応をとっています。

万が一、職員の感染が判明した場合には、濃厚接触者の就業停止や関係機関の指導の下消毒などの適切な措置を行うこととしており、安心・安全な医療の提供に努めることとしています。

新型コロナウイルス感染症の対応は、前例のないことでありますが、国や県、市町村、関係機関とも連携を図りながら地域に必要な医療の提供継続に取り組んでまいります。

令和2年4月7日

独立行政法人国立病院機構下志津病院